

許容範囲を指示する「で」の用法について

馬 小 兵

キーワード：許容範囲、序列の差、「で」の役割、適用場面、後続述語、構文機能

要 旨

本稿は、「で」の用法を役割・成立条件・適用の場面・構文的機能等の側面より考察し、許容範囲を指示する用法に焦点を当て、その特質を探ってみる。

「で」の用法に関する研究が進む中で、「コーヒーでいい」における「で」の用法をどのように分析したらいいか、という問題が残っている。このタイプの「で」の用法については、a. どんな役割を持つのか、b. どんな条件の下で成立するのか、どんな場面に現れるのか、c. どんな構文的機能を持つのか、といった問題があると思われる。本稿は、これらの問題を明らかにすることを目的とする。

本稿では、このタイプの「で」の用法を許容範囲を指示するものと提案する。許容範囲とは、話し手が発話する時の容認・認可できる範囲である。話し手の許容範囲が表される時、「で」によって指示される。「で」が許容範囲を指示できるのは、主に「で」に後続する述語の意味に関わりがあり、「で」の役割がただその印として働く。「で」の後に決まった述語が現れないと、「で」のこのような役割は果たせない。

0. はじめに

本稿は、「で」¹⁾用法を役割・成立条件・適用の場面・構文的機能等の側面より考察し、許容範囲を指示する用法に焦点を当て、その特質を探ってみる。

「で」の用法についての研究は、これまで色々論じられたが、次のような「で」の用法については、どう分析したらいいか、

- (1) a コーヒーでいいですか。
- b 私ではよろしければ出席します。
- c 私でお役に立つなら、お供しますよ。
- d 今日で結構です。
- e 私たちで良ければお手伝いします。

という問題が残っている。

- (1)のような例には、次のような問題があると思われる。
- (2)このタイプの「で」の用法は、

- a どんな役割を持つのか
- b どんな条件の下で成立するのか、どんな場面に現れるのか
- c どんな構文的機能を持つのか

本稿では、これらの問題を明らかにすることを目的とする。

1. 先行研究とその問題点

このタイプの「で」についての研究の主なものとして、森田(1980)²⁾があるが、それをまとめると、次のようになる。

- (3)a「で」が特定の人物(単数)を受けて状態性の表現を成すことがある
 - b その場合「最低限」の意を表す
 - c その場合可能を表す形容詞や状態動詞が後に続く

しかし、これらは、以下の三点が問題と考えられる。

まず、「で」には(1)a・d・e例のように、特定の人物(単数)以外の名詞を受けた場合でも、(3)b・cが当てはまる例が存在する。(3)の「特定の人物(単数)」という現象は名称を成さない。

次に、「最低限」の意について、森田(1980)は、次のように述べている。「これも、能力的に認め得る最低範囲の限界点を「だれ」と指定する「で」の発想に由来する。“その指定した人物以下ではだめ。最低の線がその人物だ”という範囲のワクの設定である。」(p325)しかし、以下のような例がある。

- (4)a 子供でいいから、手伝いに来てくれ。(森田の例)
- b 写真で良ければ色々ありますよ。
- c 私でお役に立つなら、お供しますよ。(= 1(c))

(4)a例は、「最低限」の読みがあるとしても、(4)b・c例は、特に「最低限」という意味を感じられない。例えば、(4)b例について、次のような場面が考えられる。

- (5)「一度、その流氷が寄せてくるところを、見たいわ」

「今年はまだ終わりました」

「来年は……」

「流氷の写真で良ければ色々ありますよ」

(5)の場合は、「流氷の写真」の他に、「流氷の模型、流氷の絵、流氷のスライド、流氷のビデオ」等、色々考えられるが、その中のどれかが「最低限」のものになるとは解釈できない。従って、「最低限」だけでは、このタイプの「で」の用法をはっきり説明しきれないと考えられる。

また、このタイプの「で」の適用場面、構文的機能については、森田(1980)では、説明されていない。

2. 許容範囲

ここで言う許容とは、容認・認可できることである。物事に対して、容認するかどうかは、人々はそれぞれの基準に従って、判断する。その基準に達したら、その許容範囲に入ることになる。よって、人によって、物事によって、場面によって、その許容範囲が変わるので、ここで言う許容範囲とは、話し手の発話する時の許容範囲である。

(6)a 私でよろしければ出席します。(=(1)b)

b 荷物はロッカーの横でいいです。

(6)a 例においては、話し手にとって、「私」がその許容範囲に属し、「で」によって、指示される。次の場面が考えられる。

A：「今度パーティーを開くのですが、ご主人に出席して頂きたいと思ひまして、」

B：「申し訳ございません、あいにくその日は主人、先約がございまして、
でも、私でよろしければ喜んで出席いたします。」

この場合、「私」に比べて、明らかにより適当な人物(主人)が存在するという読みがあるので、「で」によって指示される許容範囲に序列の差があることを感じられる。

(6)b 例においては、話し手にとって、「ロッカーの横」がその許容範囲に属し、「で」によって、指示される。次の場面が考えられる。

A：「荷物はどこに置けばよろしいですか。」

B：「荷物はロッカーの横でいいです。」

この場合、「ロッカーの横」に比べて、より適当な所が存在するという読みが特に無いので、「で」によって指示される許容範囲には序列の差があることを感じられない。

以上、話し手の発話する時の許容範囲について、次のようなことが分かった。

(7)a 本稿で論じる許容範囲は、「で」によって指示される。

b 指示される許容範囲には、明らかに序列の差があることを感じられるタイプ
((6)a)と、特に序列の差があることを感じられないタイプ((6)b)とがある。

3. 二つのタイプ

「で」によって指示される許容範囲には、序列の差が感じられるタイプと、特に序列の差が感じられないタイプと二つのタイプがある。以下で、この二つのタイプの関係について見る。

3-1 序列の差が感じられるタイプ

「で」によって、指示される許容範囲には、序列の差が感じられるタイプがある。序列

の差とは、(6)a 例が示すように、話し手にとって、「で」の指示する対象以外に、より望ましいものが存在するといった意味である。以下で、どんな場合、序列の差を感じやすいかについて見る。全ての場合を見るのは難しいので、容認されやすい序列が存在する場合(以下、場面性と呼ぶ)、付加部分³⁾の添加(以下、添加性と呼ぶ)で代表させて検討する。

1) 場面性

(5) 「一度、その流氷が寄せてくるところを、見たいわ」

「今年はまだ終わりました」

「来年は……」

「流氷の写真で良ければ色々ありますよ」

上例が示すように、場面性の場合、容認されやすい序列((5)の「流氷とその写真」、(6)aの「主人と私」)、「で」に後続する述語が仮定の形になること((5)の「流氷の写真で良ければ」・(6)aの「私でよろしければ」)等が要求される。これらの条件がなければ、序列の差を意識しにくい。

2) 添加性

(8) 「紅茶でいいかな？」

1 「紅茶でいいよ」

2 「紅茶でいいや」

3 「うん、紅茶でいいよ」

4 「じゃ、紅茶でいいよ」

(8)例の答の2と4に序列の差が感じられる。例えば、(8)例の答4について、次のような場面が考えられる。

(9) (Aが徹夜した後、)

A: 「何かカフェインの強いものないかな」

B: 「ごめん、コーヒー切らしてるんだ。」

紅茶でいいかな？」

A: a 「紅茶で構わないよ」

b 「じゃ、紅茶でいいや」

(9)Aは、a「紅茶で構わないよ」で答える時、序列の差を意識しにくい、b「じゃ、紅茶でいいや」で答える時、明らかに序列の差が感じられる。よって、序列の差が感じられるかどうかについて、「で」と関係なく、主に「じゃ、や」等の接続詞、終助詞の添加に関わる。「じゃ、や」等の接続詞、終助詞の添加がなければ、序列の差を意識しにくい。

3-2 特に序列の差が感じられないタイプ

(10)a なじみ客: 「何かさっぱりとしたものがほしいな」

女将: 「タコの酢の物でよろしいですか？」

b 運転手：「調布のどの辺にとまればいいんです？」

客：「駅の近くでいいよ」

(10) a・b 例が示すように、「で」の指示する対象以外に、特により望ましいものが存在しないので、特に序列の差が感じられない。

3-3 二つのタイプのまとめ

以上論じたように、話し手の許容範囲が「で」によって指示される時、次のような特徴がある。

- (11) a 「で」の役割は許容範囲を指示するだけで、「で」の指示する対象は、話し手にとって許容範囲になり、「で」はただそれを示す印として働き、許容範囲に序列の差が感じられるかどうかには関わらない。
- b 許容範囲に序列の差が感じられるのは、場面性や添加性等他の要素に関わる。
- c 序列の差とは、「で」の指示する対象以外に、より望ましいものが存在するが、「で」の指示する対象に対して、話し手が自分の認める許容範囲に入れるといった意味である((5)・(6)a)。
- d 特に序列の差が感じられない場合は、「で」の指示する対象以外に、特に意識するものがない。「で」の指示する対象が話者の認める許容範囲に入っているといった意味である((6)b・(10)ab)。
- e 以上あげた二つのタイプについては、全ての用例をそのどちらかへと明確に分類することは難しい。

4. 許容範囲を指示する「で」を成立させる条件と理由

「で」が許容範囲を指示できるのは、何故だろうか、その後続する述語の意味と関係するのか、以下で、これらの問題を分析してみる。

(12) このタイプの「で」の後に現れる述語は、大体次のようなものである。

「いい(よい)・よろしい・構わない・結構だ・駄目だ・十分だ・大丈夫だ・足りる・出来る・納得する・役立つ・分かる」等である。

4-1 後続述語になる形容詞(形容動詞を含めて)の意味分析

「で」と形容詞(形容動詞を含めて)との組み合わせは、大体次のようなパターンがある(b・cの規定については小矢野 1985 に従う)⁴⁾。

- (13) a 本稿で論じるタイプの「で」と形容詞(形容動詞を含めて)との結びつき
話し手の許容範囲を表す。
- b 何かを満たす材料の結びつき

例えば；電車が通勤通学客で満員である。

c 原因の結びつき

例えば；母は夕飯の支度で忙しい。

(13)が示すように、b・cは、話し手の許容範囲を表せないので、3で論じたように、「で」と形容詞(形容動詞を含めて)との組み合わせが話し手の許容範囲を表せるのは、(13)aしか無い。それでは、このタイプの「で」の後続述語になる形容詞(形容動詞を含めて)の意味を分析してみる。このタイプの「で」の後続述語になる形容詞(形容動詞を含めて)は、「いい(よい)・よろしい・構わない・結構だ・駄目だ・十分だ・大丈夫だ」等で、具体的な例は次のようである。

- (14) a 写真で良ければ・・・
b 紅茶で構わない?
c コーヒーでよろしい。
d 今日で結構である。(=(1)d)
e 五人で十分である。
f 私で駄目なら・・・
g 私で大丈夫だ。

(15)これらの語特徴は、次のようである。

1. 主観的な評価の要素が強い
2. 容認・許可の意味も含まれている

上例において、「で」は、話し手が何か許容範囲を表す時、上述した形容詞(形容動詞を含めて)と呼応して、その許容範囲を指示する役割を果たす。しかし、上述した形容詞(形容動詞を含めて)が現れないと、「で」のこのような役割は果たせない。「で」は上述した、後続する形容詞(形容動詞を含めて)と一緒に使用されてはじめて、後続語の容認・許可の意味を抽出し、許容範囲を指示できるようになる。即ち、許容範囲の意味が表される時、「で」の後に後続する述語(形容詞・形容動詞)が大きな役割を果たしていると言えるだろう。

4-2 後続述語になる動詞の意味分析

このタイプの「で」の後続述語になる動詞は、「足りる・出来る・納得する・役立つ・分かる」等で、具体的な例は次のようである。

- (16) a お前で出来る簡単な仕事だ。(森田の例)
b 私でよろしければ出席します。(=(1)b)
c 私で役立つならお供しますよ。(=(1)c)
d 私で分かることなら、何でもお話ししましょう。(森田の例)

(17)これらの語特徴は、次のようである。

1. 可否の判断を示す動詞
2. 可能の意をもつ動詞

上例において、「で」は、話し手が何か許容範囲を表す時、上述した動詞と呼応して、その許容範囲を指示する役割を果たす。しかし、上述した動詞が現れないと、「で」のこのような役割は果たせない。具体的に分析すると、先ず「納得する」の場合、「納得する」が容認・許可の意味も含まれているので、「で」は「納得する」と一緒に使用されてはじめて、「納得する」の容認・許可の意味を抽出し、許容範囲を指示できるようになる。一方「足りる・出来る・役立つ・分かる」の場合、「で」はその「使える・可能である」等の意味と呼応して、完璧ではないが、話し手の許容範囲に属するその「使える・可能である」の主体を指示する働きがある。即ち、許容範囲の意味が表される時、「で」の後に後続する述語(動詞)が大きな役割を果たしていると言えるだろう。

4-3 「で」と後続する述語との関係のまとめ

以上論じたように、「で」が許容範囲を指示する時、後続する述語との関係は次のようになる。

- (18) a 「で」は、話し手が何か許容範囲を表す時、決まった後続述語と呼応して、その許容範囲を指示する役割を果たす。しかし、決まった後続述語が現れないと、「で」のこのような役割は果たせない。
- b 決まった後続述語は、「で」を通じて許容範囲の意味を表す。逆に「で」がないと、許容範囲を指示できなくなる。
- c 許容範囲の意味が表される時、「で」の後に後続する決まった述語が大きな役割を果たしていると言えるだろう。

5. 許容範囲を指示する「で」の構文機能

本稿で論じる「で」と動詞との結びつきが単独で文にはならない。以下の例を見てみよう。

- (19) a ??私で出来る。
- b ??君で分かる。
- c ??私達で役立つ。
- d ??私で相手が納得する。

(19)の各例は単独の文として、使用される時、許容度がかなり低い。しかし、もし、その文末の形を変えると、或いは、文には「格下げ」⁵⁾のような意味を持つ成分を入れる(或いは、この「で」と動詞との結びつきを文の一部分にする((21)b)と、文としては、充分通用する。

(20)文末の形を変える場合、

- a 私で出来ることなら…
- b 君で分かるかな?
- c 私達で役立つかどうか…
- d 私で相手が納得するか?

(21)「格下げ」のような意味を持つ成分の添加

- a これぐらいのことなら、私で出来る。
- b 君で分かる簡単な問題だ。
- c 中国語のことなら、私達で役立つ。
- d (?) あのパーティーなら、私で相手が納得する。

(21)c は、中国の留学生の立場に立って、言う話であるし、(21)d は、格があまり高くないパーティー場合に、言う話である。(21)d やや不自然であるが、(19)d と比べ、(21)d の方は、許容度が高く、不自然さを殆ど感じない話者もいる。

以上論じたように、次のようなことが分かった。

- (22)a 本稿で論じる「で」を使って、許容範囲を表す場合、もし「で」の後続述語が動詞になるなら、その動詞の文末が終止形にならない。終止形になると、(19)が示すように、文としては許容度がかなり低い。
- b 文末の形を変えたら、仮定・疑問・諾否等のような形になると、(20)が示すように、文としては、充分自然である。
- c 文には「格下げ」のような意味を持つ成分を入れる(或いは、この「で」と動詞との結びつきを文の一部にする)と、(21)が示すように、(19)と比べ、文としては、許容度がかなり高くなる。

6. 終わりに

本稿では、先行研究を検討した上で、許容範囲を指示する「で」の用法を、役割・成立条件・適用の場面・構文的機能等の側面より考察し、その特質を探ってみた。その結果、次のようなことが分かった。

- (23) 1. 本稿で論じる許容範囲は、「で」によって指示される。
- 2. 指示される許容範囲には、明らかに序列の差があることを感じられるタイプと、特に序列の差があることを感じられないタイプとがある。「で」は、許容範囲に序列の意が感じられるかどうかには関わらない。許容範囲に序列の意が感じられるのは、主に場面性や添加性等他の要素に関わる。
- 3. 「で」は、話し手が何か許容範囲を表す時、決まった後続述語と呼应して、その許容範囲を指示する役割を果たす。しかし、決まった後続述語が現れないと、

「で」のこのような役割は果たせない。決まった後続述語は、「で」を通じて許容範囲の意味を表すので、逆に「で」がないと、許容範囲を指示できなくなる。

4. 許容範囲の意味が表される時、「で」の後に後続する決まった述語が大きな役割を果たしていると言えるだろう。
5. 動詞がこのタイプの「で」に後続する時、文中に格下げのような意味を持つ部分を入れるか、或いは文末を一定の形に換えるかが要される。

勿論、このタイプの「で」は、他の「で」の意味とどういう関係にあるのか、という問題も存在する。この点については別の機会に論じることとする。

注

- 1) ここでは特に格助詞の「で」と、判断助動詞「だ」の連用形の「で」とを区別しない。
- 2) 詳しくは森田(1980p325)を参照のこと。
- 3) 本稿で言う「付加部分」は、主に「じゃ、や」等のような接続詞、終助詞の添加を指す。
- 4) 本稿では「彼女は美人でいいですね」のような「で」と形容詞との結びつきを除外する。
- 5) ここで言う「格下げ」とは、「これぐらい、簡単だ」等の語が表すような「普通より低い」といった意味である。

参考文献

- 安部朋世(1995)「ダケデにおけるいわゆる〈他者不要〉の意味について」(未刊)
- 奥津敬一郎他(1986)『いわゆる日本語助詞の研究』凡人社
- 久野暉(1973)『日本文法研究』大修館書店
- 言語学研究会編(1983)『日本語文法・連語論』(資料編) むぎ書房
- 小矢野哲夫(1985)「形容詞のとり格」『日本語学』第三号 明治書院
- 寺村秀夫(1982)『日本語のシンタクスと意味 I』くろしお出版
- (1984)『日本語のシンタクスと意味 II』くろしお出版
- (1991)『日本語のシンタクスと意味 III』くろしお出版
- 他編(1987)『ケーススタディ日本文法』桜楓社
- 仁田義雄(1980)『語彙論的統語論』明治書院
- (1982)「格の表現形式 日本語」『講座日本語学10 外国語との対照 I』明治書院
- 編(1993)『日本語の格をめぐって』くろしお出版
- 細川英雄(1989)「現代日本語の形容詞分類について」『国語学』158 集
- 益岡隆志(1987)『命題の文法』くろしお出版
- 森田良行(1980)『基礎日本語 2』角川書店
- (1988)『基礎日本語辞書』角川書店

渡辺実(1973)『副用語の研究』明治書院

『日本文法大辞典』(松村明編) 明治書院

『日本語教育辞典』(日本語教育学会編) 大修館書店

『現代語の助詞・助動詞』(国立国語研究所)秀英出版

『日本文法大辞典』(北原保雄他編) 有精堂